
プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 160 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 160 回実務対応専門委員会（2023 年 9 月 20 日開催）で議論された、「実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等（以下「本実務対応報告」という。）に対するコメントの全文とそれらに対する対応案について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

II. 事務局によるコメント対応案について聞かれた意見

預託電子決済手段の資産計上の可否について

2. 項目9)に記載されたコメント対応案の記載について、現在の記載がコメントに対する回答になっているか疑問がある。暗号資産と電子決済手段の預託では、前者は、仮想通貨交換業者が預託された暗号資産を自己の資産と同様に自由に処分できる点で自己の暗号資産と預託資産に同一性があるのに対し、後者では、預託された電子決済手段は信託によって取引業者等の自己の資産とは区分して管理され、受益者も受益権原簿により個別に把握できるという個別性がある点で相違があると理解している。このような相違点も踏まえ何らかに記載してはどうか。

貸借対照表上の表示について

3. 電子決済手段の表示について、会計基準で原則として現金及び預金に含めないと定めることも考えられるが、電子決済手段は現金及び預金に類似するものの法的性質が異なるため、現金及び預金に含めないことを前提とした記載であるか、本実務対応報告の中で表示科目を決めること自体が本実務対応報告の範囲を超えるため、現金及び預金に含めるか否かは示していないという趣旨の記載であるか確認したい。

以 上